

飯田市における エネルギー自治の推進

長野県飯田市市民協働環境部
環境モデル都市推進課
課長補佐 小川 博

本日の内容

- 1 飯田市の地域エネルギー政策の概要
- 2 飯田市の住民自治について
- 3 飯田市再生可能エネルギーの導入による
持続可能な地域づくりに関する条例
- 4 エネルギー自治の時代へ

リニア中央新幹線が通る「飯田」(結い田)



長野県南部、3千メートル級の南アルプスと中央アルプスが東西に聳え、中央を天竜川が南下する伊那谷に位置する飯田市。

鎌倉期の文献では、共同作業で農業をする「結い田」と表記され、その名が今日に至る。

安土桃山期には、小京都と呼ばれる今日の城下町の街区の原型が形成され、今日に至る。

「結い」による協働性を大切に育みつつ、特色ある山の暮らし、里の暮らし、街の暮らしが営まれている。

古来より伝わる特色ある民俗文化が今も生活の中に息づく街である。

○面積	658.66km ²
○人口(H28.3.31)	103,712人
○世帯数(H28.3.31)	39,656世帯
○標高(市役所)	499.02m
○日照時間(2014年)	2125.3時間
○森林面積(割合)	全市域の84.6%

1 飯田市の地域エネルギー政策の概要

飯田市の地域エネルギー政策年表

1996

1997～

2004～

2009～

2013～

21'いいだ環境プラン策定

5年ごとに
改定

環境を優先した街づくり

太陽光発電・太陽熱利用機器設置補助

木質バイオマス機器設置補助

平成の
まほろば事業

公民協働による温暖化対策事業の展開へ

太陽光市民共同発電事業

商店街エスコ事業

民間ペレット製造会社設立・公共施設への設置

平成19年
都市宣言

環境文化都市宣言

環境モデル
都市認定

環境モデル都市行動計画

初期投資0円型太陽光普及

小水力市民共同発電

分権型エネルギー
自治推進

地域環境権条例

環境モデル都市飯田（平成20年度選定）

環境モデル都市とは？

- ・ 国内外の他都市・地域の模範・参考となる取り組み。
- ・ 都市・地域の固有の条件、特色を的確に活かした独自性。
- ・ 地域住民・地元企業・NPO等の幅広い関係者が参加することによる、都市・地域の長期的な活力の創出への期待。

内閣府が全国23自治体を選定

- 20年度選定 13自治体
- 24年度選定 7自治体
- 25年度選定 3自治体

飯田市の選定理由

市民参加による
自然エネルギー導入
低炭素まちづくり



飯田市の温室効果ガス削減目標と実態

飯田市環境モデル都市・行動計画概要

2050年 | 地域全体から排出される温室効果ガスを
2005年対比で**70%削減**

温室効果ガス排出削減目標

2030年 | 排出の著しい家庭部門からの温室効果ガスを
2005年対比で**40~50%削減**

市民主体の創エネ活動が支える「分権型エネルギー自治」からの持続可能な地域づくり

市民が条例を積極的に活用し、その支援を受けて、「太陽光」「木質バイオマス」「水力」のエネルギー利用に取り組むことで、市民主体の創エネ活動が支える「分権型エネルギー自治」を推進する。

- 市民、事業者主体の太陽エネルギー利用の推進
- 木質バイオマス資源の地域内循環利用の推進
- 地域コミュニティの自立につなげる小水力発電の推進
- 環境配慮企業を主体とする創エネの推進

「分権型エネルギー自治」を支える省エネルギーの推進とライフスタイルの低炭素化

省エネルギーの推進、移動手段の低炭素化の推進、市民の日常的なエコライフ活動を推進することで、地域全体のエネルギーを抑制する。

- 長野県地球温暖化対策条例の制度等を活用した建築物の省エネ化
- 旧飯田測候所、りんご並木のエコハウスを拠点とする低炭素ライフスタイルの発信
- 地域ぐるみ環境ISO研究会と連携した事業所での省エネ推進
- 自転車市民共同利用の推進や次世代自動車普及による移動手段の低炭素化

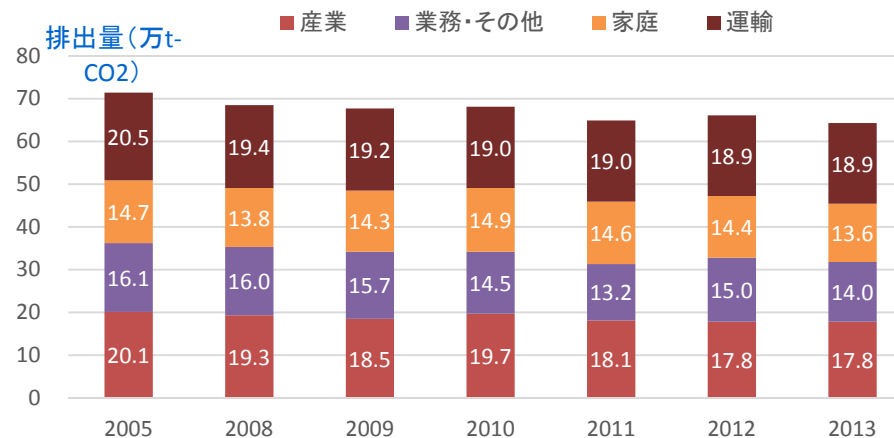
「分権型エネルギー自治」を推進する基盤整備と実証

既存のエネルギー供給と再エネをはじめとする分散型エネルギーによる供給とのベストミックス、省エネ推進によって、エネルギーを最適に利用する基盤整備を推進する。

「分権型エネルギー自治」の視点に立つ持続可能な地域づくりを推進する社会関係資本の構築

分権型エネルギー自治の推進を担う人材を育成し、一人ひとりが自らのエネルギー利用に参画する意義を市民と共有しながら、分権型エネルギー自治を推進する社会関係資本を構築する。

- 条例の支援による地域エネルギービジネスの創出
- 地域エネルギービジネスの創出に必要な先端的知見の蓄積と体系化
- 地域エネルギービジネス主体の活動ルールの明確化
- 分権型エネルギー自治モデルの水平展開

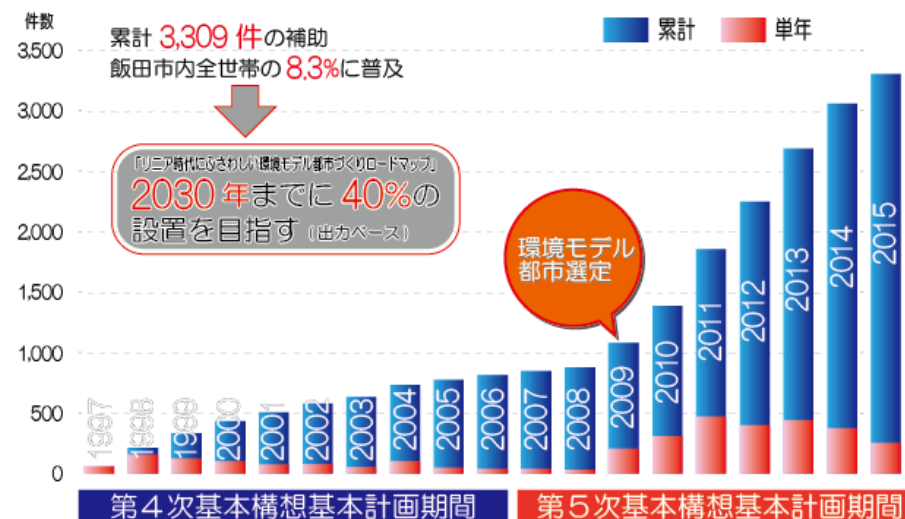


	基準年 (2005年)	2008年	2013年	基準年比	2008年比
排出量(t-CO ₂)	71.5万	68.8万	64.5万	▲7.0万	▲4.3万
削減	-	-	-	▲9.7%	▲6.3%
参考①人口 (人)	110,681	108,739	104,954	▲5,727	▲3,785
参考①増減				▲5.1%	▲3.4%
参考②課税延 床面積(万m ³)	816.3	853.1	868.9	52.6	15.8
参考②増減				6.4%	1.8%

再生可能エネルギーの導入推進

●おひさまのエネルギーの普及

●太陽光発電設備設置台数の推移（補助金支出件数）



●太陽光市民共同発電

保育園や公民館等、公共施設の屋根を20年間貸し出し、発電量のすべてを飯田市が買い取り利用する日本初の固定価格全量売電事業を平成16年度から実施。
現在39施設において稼働中。



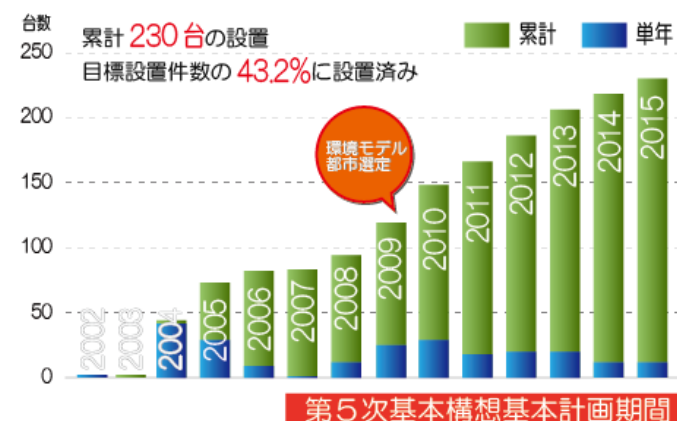
●メガソーラーいいだ

中部電力管内初の事業用太陽光発電所。市有地に設置されており、協働事業として稼働中。
PR施設が併設されており、中部電力、飯田市の取り組みも見学できる。



●もりのエネルギーの普及

●公共施設ペレットストーブ設置台数の推移



●その他の取組み

●小水力発電の取組み

飯田市には、多くの中小河川エネルギーが存在し、工業会と連携した発電システム開発にも取り組みを行っている。

●LED 防犯灯の独自開発

単に買い備えるのではなく、地元工業会にオーダーし地域内で製品開発を行った。



●省エネ住宅の普及

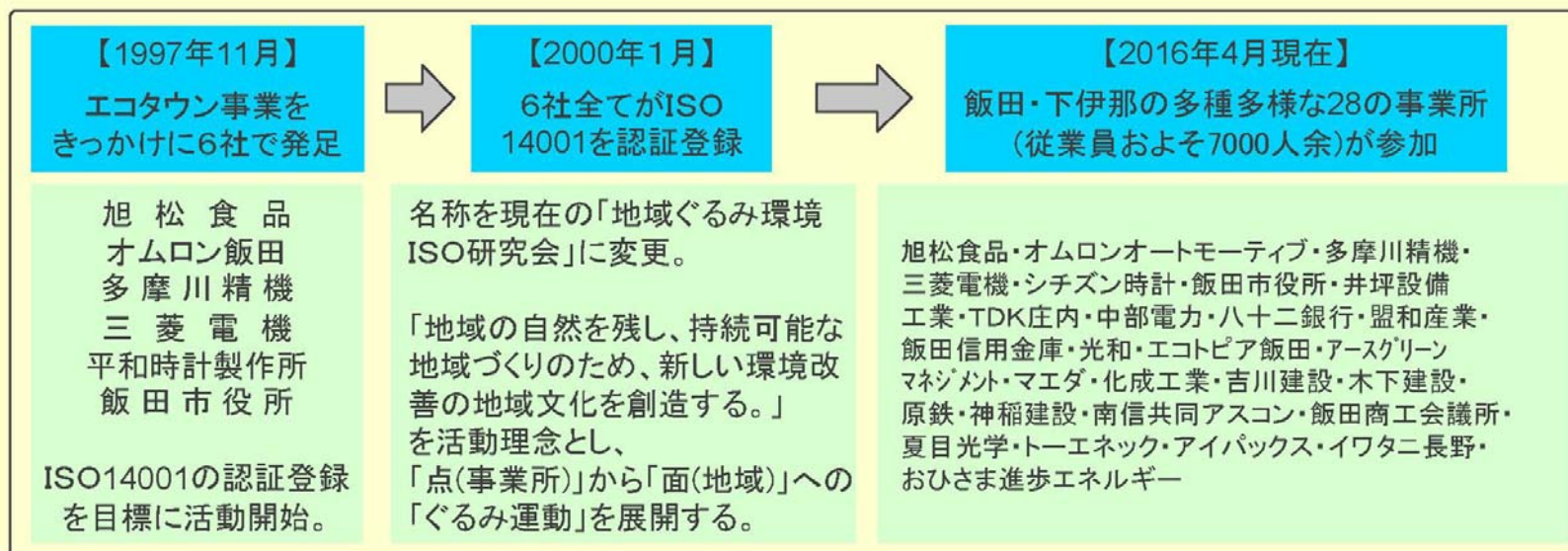
りんご並木のエコハウスを拠点として、省エネ住宅や、環境にやさしいライフスタイルを普及



産業界を中心とした環境改善活動の取り組み

地域ぐるみ環境ISO研究会

活動理念 地域の自然を残し、持続可能な地域づくりのため、新しい環境改善の地域文化を創造する。



《 主 な 活 動 内 容 》

- 発展
1. ISO14001を認証取得し、維持するための技術及び知識を共有し、支援すること。
 2. 事業所内の環境改善活動を通じて従業員・職員意識を市民意識までに高めること。
 3. 飯田版ISOを構築し、小規模・個人事業所へ環境改善ノウハウを提供し、支援すること。
 4. 飯田市の展開する環境行政を支援すること。
- 上記1～4に加え、以下の内容を 実施

- ・ 南信州いいむす21(地域版ISO)の構築・審査・取組事業所の支援(初級・中級・上級・ISO14001南信州宣言)
- ・ 地球温暖化防止一斉行動(ノーマイカー、ライトダウン、ノーレジ袋等について年2、3回)
- ・ 事業所見学会
- ・ 里山保全作業
- ・ 環境イベントへの参加
- ・ 地域ぐるみ環境講座
- ・ プロジェクトチームによる温室効果ガス削減事業(会参加事業所間で省エネ診断実施)
- ・ ぐるみ通信(メールマガジン)の発行
- ・ ISO相互内部監査の実施
- ・ 悩み事相談会
- ・ 環境教育等の検討
- ・ 研修会・セミナーの開催等

地域のエネルギー抑制（省エネ）推進に向けて



南棟

玄関

北棟

●4つの基本方針

- エコハウス建設推進のための拠点づくり
- 環境活動の拠点づくり
- 中心市街地活性化に寄与する賑わいの場づくり
- りんご並木沿道への立地にふさわしい建物づくり

●7つの機能

- 環境性能の高い住宅を「見える化」
- エコハウスの体験と学習
- エコハウスの相談
- 環境活動の場
- 散歩中に気軽に立ち寄れる場
- 親子連れが休憩・交流できる場
- まちづくり活動の拠点

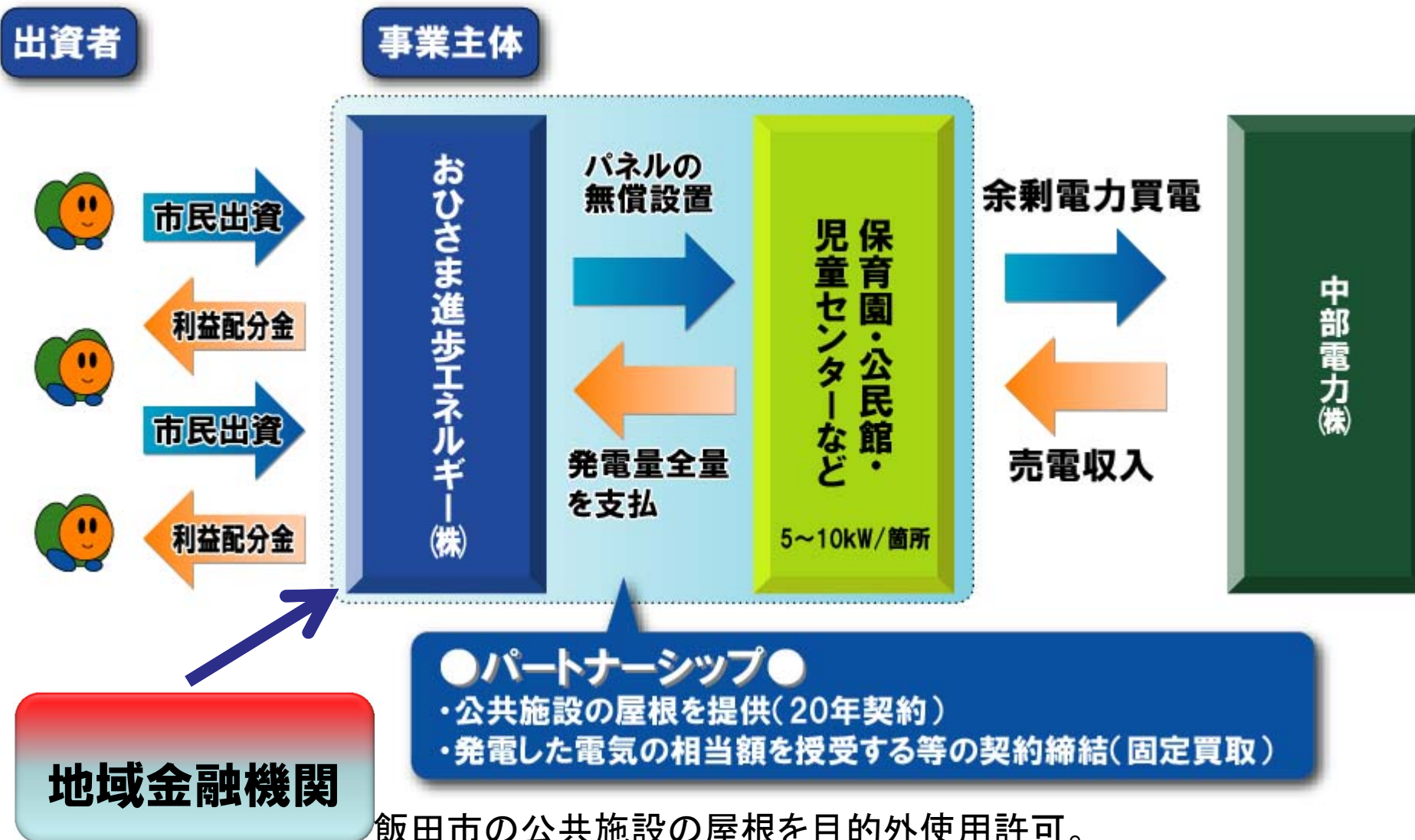
りんご並木のエコハウスでの省エネ建築の普及



ゼロエネルギーハウスの普及研究会

- 再生可能エネルギーのみではなく、地域全体のエネルギー需要を抑制する省エネも重要
- 建築物の省エネには、新築であろうが、改修であろうが、一定の投資が伴う
- 安心、安全に暮らせる住まいづくり等、新築、改修意欲を導く省エネ以外の誘導策も必要
- 新築、省エネ改修を地域内の工務店等が行えば、地域内経済循環につながる

太陽光市民共同発電事業



飯田市の公共施設の屋根を目的外使用許可。
全国初の固定買取価格制度導入。

2 飯田市の住民自治について

歴史に学ぶ「エネルギー自治」

明治32年、飯田町に電燈が灯る

飯田電灯株式会社が運営する出力75kWの水力発電所によって、飯田町(当時)に電気供給。

伊那電気鉄道による電気事業

飯田線(天竜峡～辰野間)を開通させた伊那電気鉄道(当時)が、飯田の電力供給事業に参入。



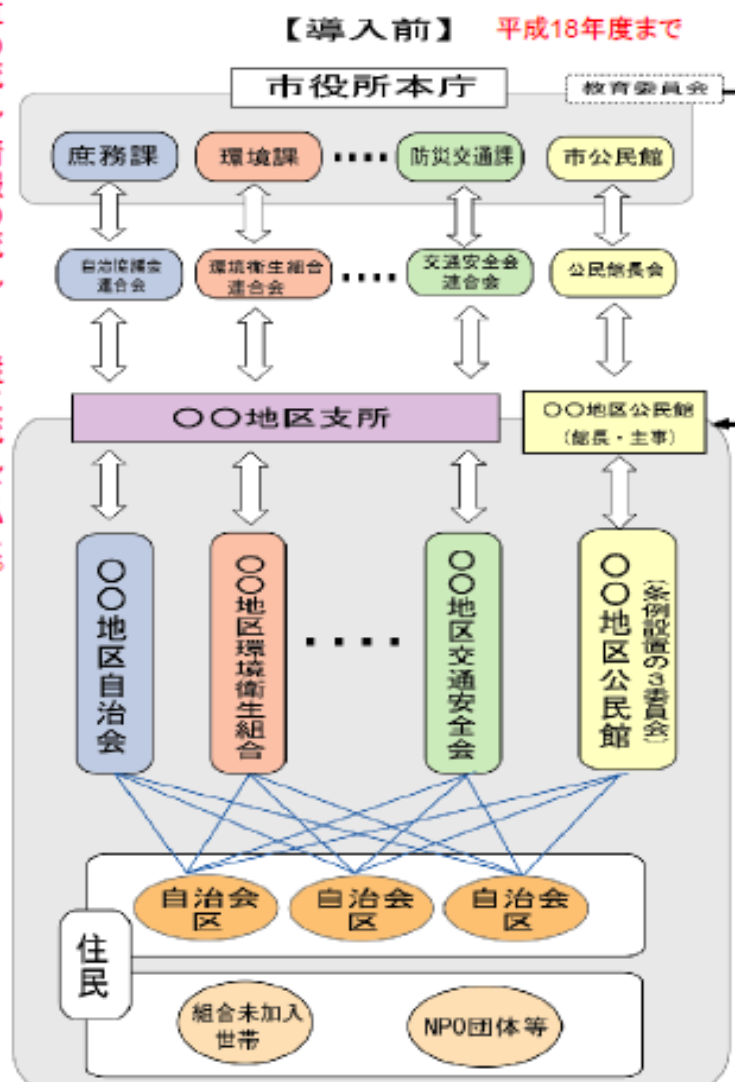
大正3年から始まった電気の地産地消

長野県下伊那郡竜丘村(現 飯田市竜丘地区)に、**日本で初めての電気利用組合が住民の力で設立され**、約30kWの小水力発電により村内に電気を供給。**当時の竜丘村の産業を含めた地域振興に大きく貢献。**

電力の国家管理が行われる昭和10年代前半まで、飯田各地で電気利用組合が設立。以後、このモデルが全国に展開し、電力の国家統制が行われるまで、全国各地で自治体や組合による水力発電事業が行われていた。

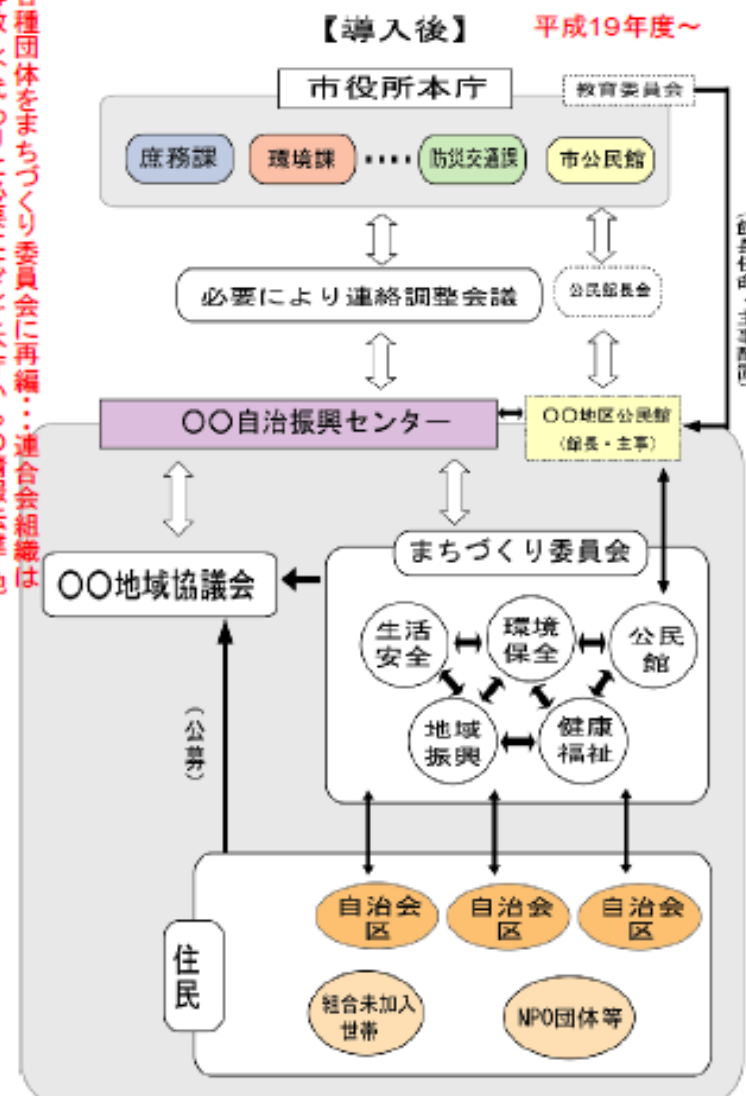
飯田市の自治組織～H19年度に地域自治区制度を導入～

予算の流れ・情報の流れ……縦に流れていた。



(館長任命・主事配置)

各種団体をまちづくり委員会に再編……連合会組織は解散し、代わりに必要に応じて本庁からの情報伝達・地区間の調整等を目的とした連絡会議を開催



持続可能な地域づくりに欠かせない「人的資本」

- ・ **持続可能な地域社会をつくる主体は「人」**

- 地域の将来を担う人材が確保できなければ、地域の持続は成し得ない

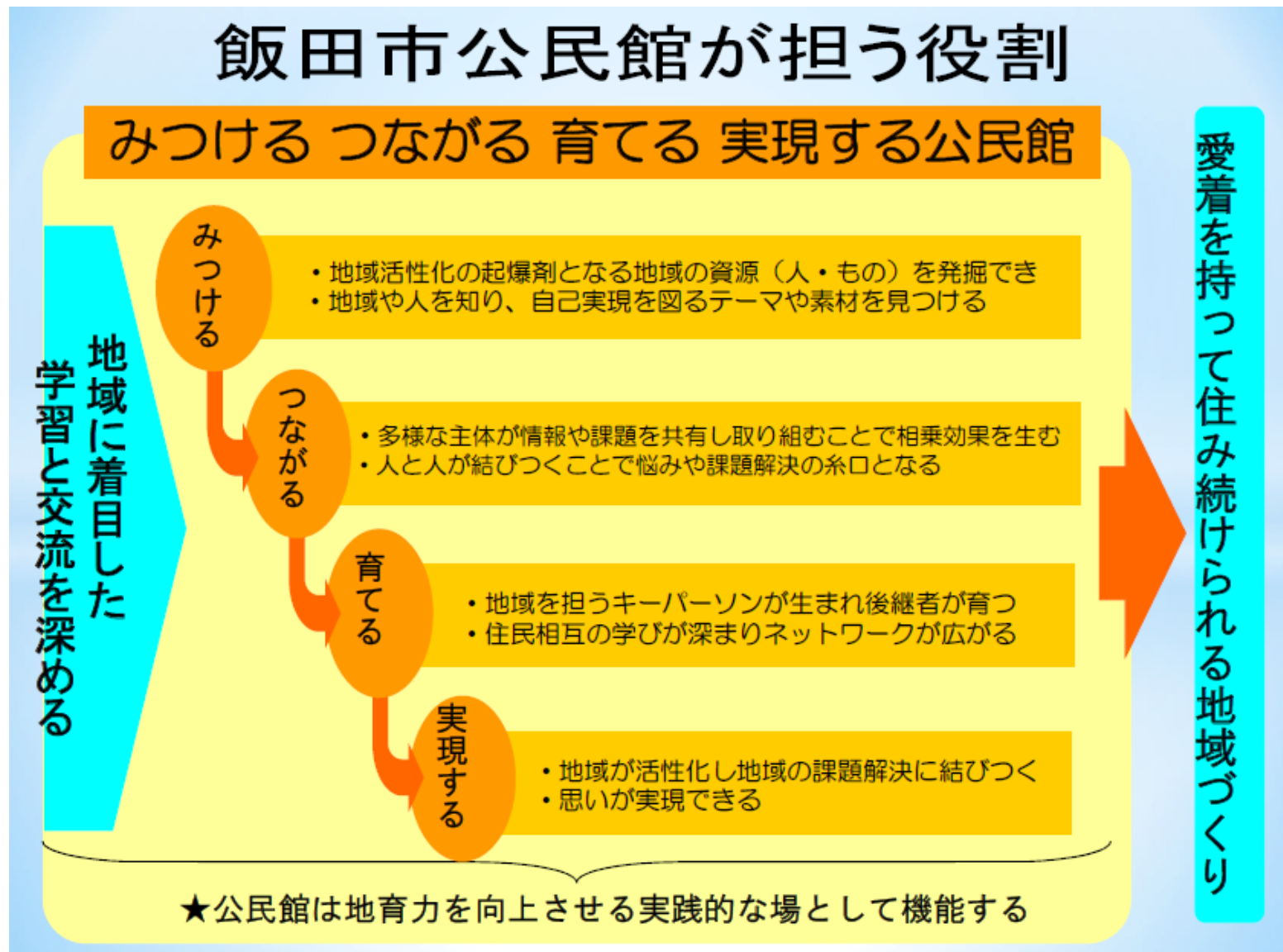
- ・ **第5次基本構想・基本計画（H19～H28）の目指す都市像**

- 「文化経済自立都市」**

- ①帰ってこられる「産業づくり」
 - ②帰ってきたいと考える「人づくり」
 - ③住み続けたいと感じる「地域づくり」

- 長期的な「人材サイクル」が必要

飯田市の住民自治の象徴である「公民館活動」



住民自治を支える地域自治区における人材サイクル

- | | |
|---------|----------------------------|
| 20～30歳代 | 公民館分館委員(本館委員)
消防団・日赤奉仕団 |
| 40～50歳代 | 地区公民館委員(長) 壮年団、
日赤奉仕団 |
| 50～60歳代 | まちづくり委員会各種委員 |
| 60～70歳代 | まちづくり委員会各種役員、区長 |

☆公民館委員は地域活動のデビュー

☆将来のまちづくり委員会役員の候補生

住民自治を支える飯田市職員の人材サイクル

○20～30歳代 公民館主事

- ・各地区公民館に市の職員である公民館主事を配置。
- ・公民館長や専門委員の皆さんを支援し、公民館活動をバックアップする。
- ・一般行政分野とは大きく異なる業務環境に身を投じ地域住民との協働を体験する。

○40～50歳代 自治振興センター所長

- ・市役所支所の責任者として、市の事務事業を執行する立場と、地域協議会の事務局、まちづくり委員会の事務局の立場としての二面性を持つ。ただし、業務量は圧倒的にまちづくり委員会関係が多い。

3 飯田市再生可能エネルギーの導入による 持続可能な地域づくりに関する条例

～地域環境権条例とエネルギー自治～

地域環境権条例を制定した考え方

持続可能なまちづくりの手段としての「エネルギー自治」

「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の創設



大企業による地方へのメガソーラー進出

事業から上がる収益を、「住民自治」に活用できないか？

(大資本ばかりが、地域の資源を活用していないのか？)



再エネ資源の本質について考える

再生可能エネルギーを生み出す資源は、
地域の人や土地と密接な関わりがあるもの



再エネと住民自治を繋げる(分権型エネルギー自治)

再生可能エネルギーから生ずる利益を
地域住民が主体となって、地域のために活用していく



実効性のある事業を行うために

* 資金確保、リスク管理、収益の活用方法(地域活性化)など、
地域住民の皆さんの主体的な判断(共同決定)が必要

飯田市再生可能エネルギーの導入による 持続可能な地域づくりに関する条例（地域環境権条例）

目的 市域の豊富な再エネ資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを推進

⇒ 再エネによる電気の全量固定価格買取制度(FIT)を、市民が公益的に利活用できる制度を構築

⇒ 再エネ資源の活用と、「市民」「公共的団体」「行政」の関係性と役割を明確化

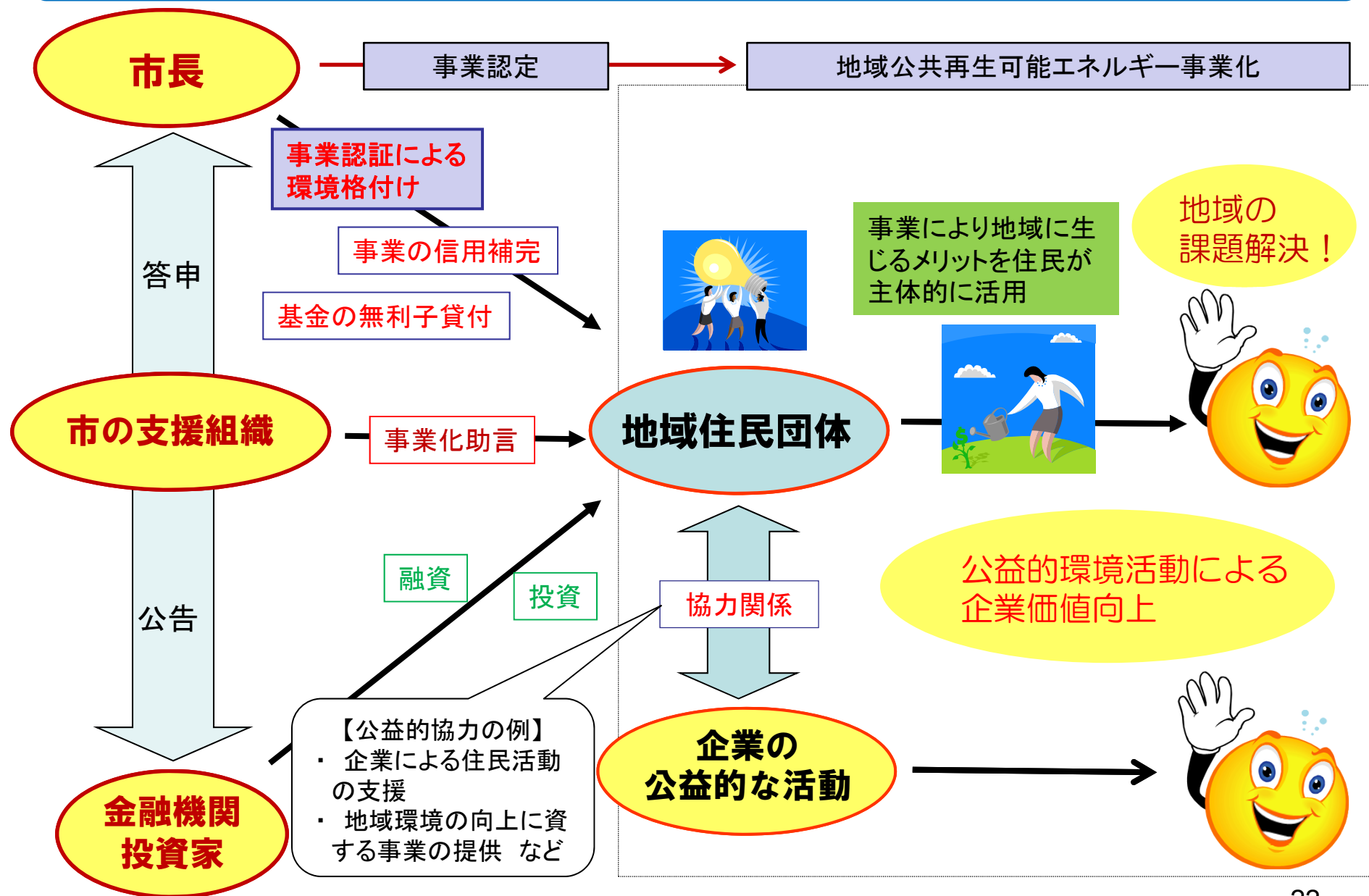
権利の賦与型
本格再エネ導入
条例として
全国初!!

地域環境権

再エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、市民が優先的に活用でき、市民はその収益を財源に自らの手で地域づくりをしていく権利がある。

市内で活動する公共的団体が、再エネ事業を通じて行う地域づくり事業を「地域公共再生可能エネルギー事業」に位置付けて、飯田市が、事業の信用補完、基金無利子融資、助言等の支援

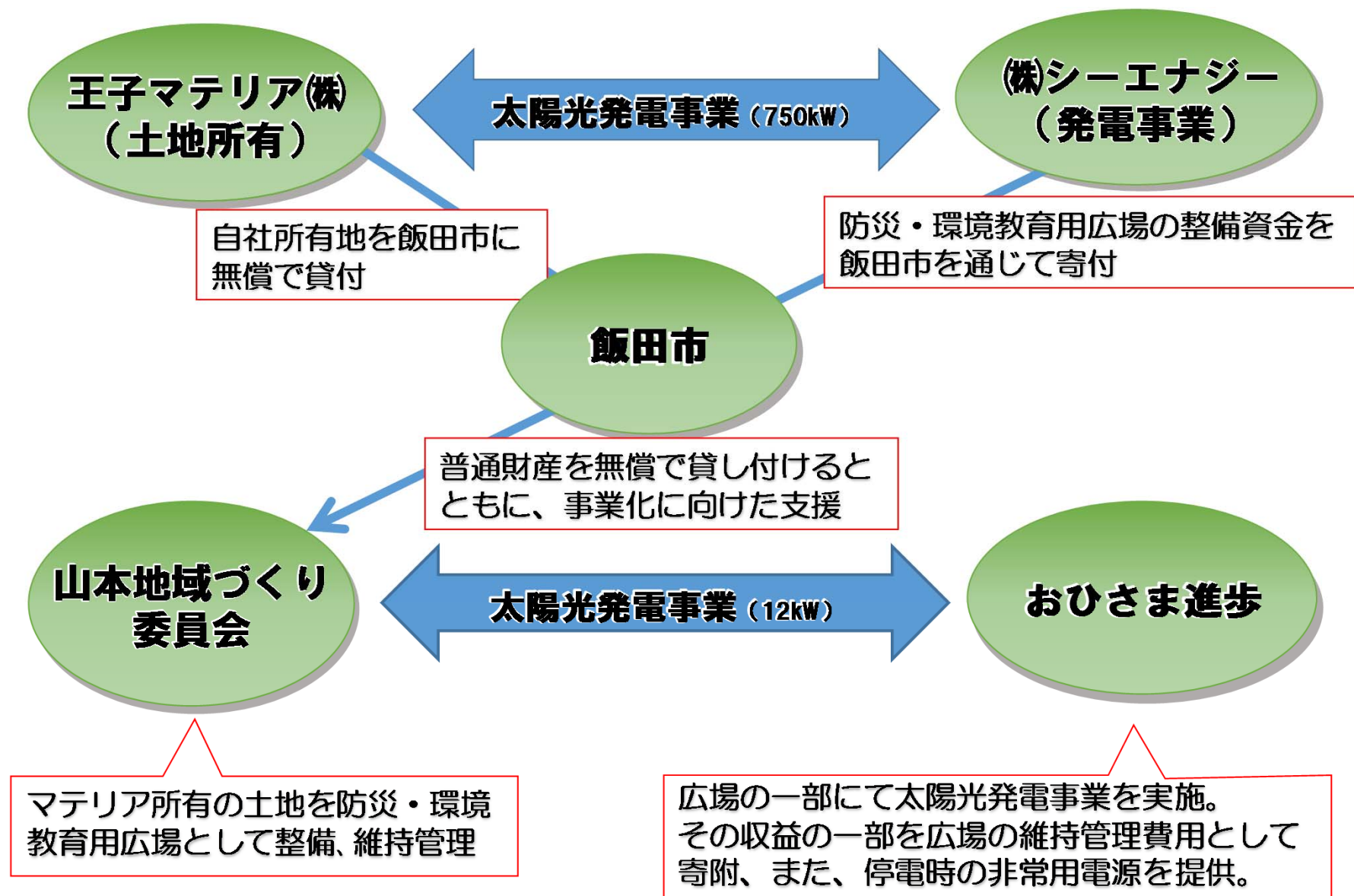
地域公共再生可能エネルギー活用事業の組み立て



地域環境権条例における多様な主体の役割分担



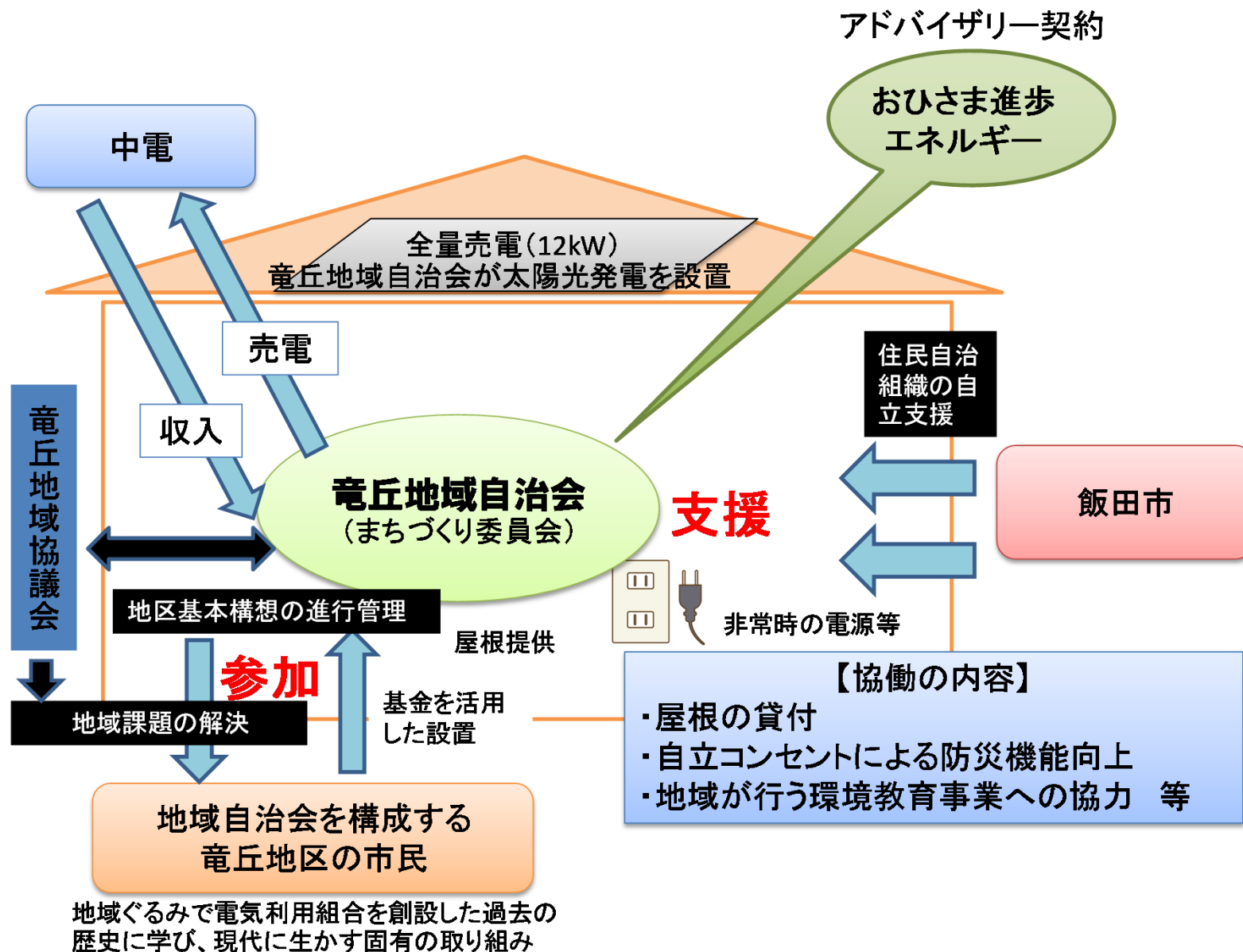
認定事業紹介 I 飯田山本おひさま広場整備事業



売電収益で住民自らが公園整備に取り組む



認定事業紹介Ⅱ 丘づくり・市民共同発電プロジェクト2014



売電収益による地区基本構想の取り組み推進

竜丘地区基本構想に基づく、芝生化実証事業

- ・竜丘保育園の園庭の一部へ芝生を植栽して、園児たちの取り組む様子や効果等、維持管理面への負担等を検証する。
- ・自治会は、管理面や費用負担等について全面的に支援を行いながら、管理面やコスト面について状況を把握して今後の取り組み方針について、関係機関と協議して検討を進めていく。
- ・実証期間は1年間とする。11月頃保護者向けにアンケートを実施する。

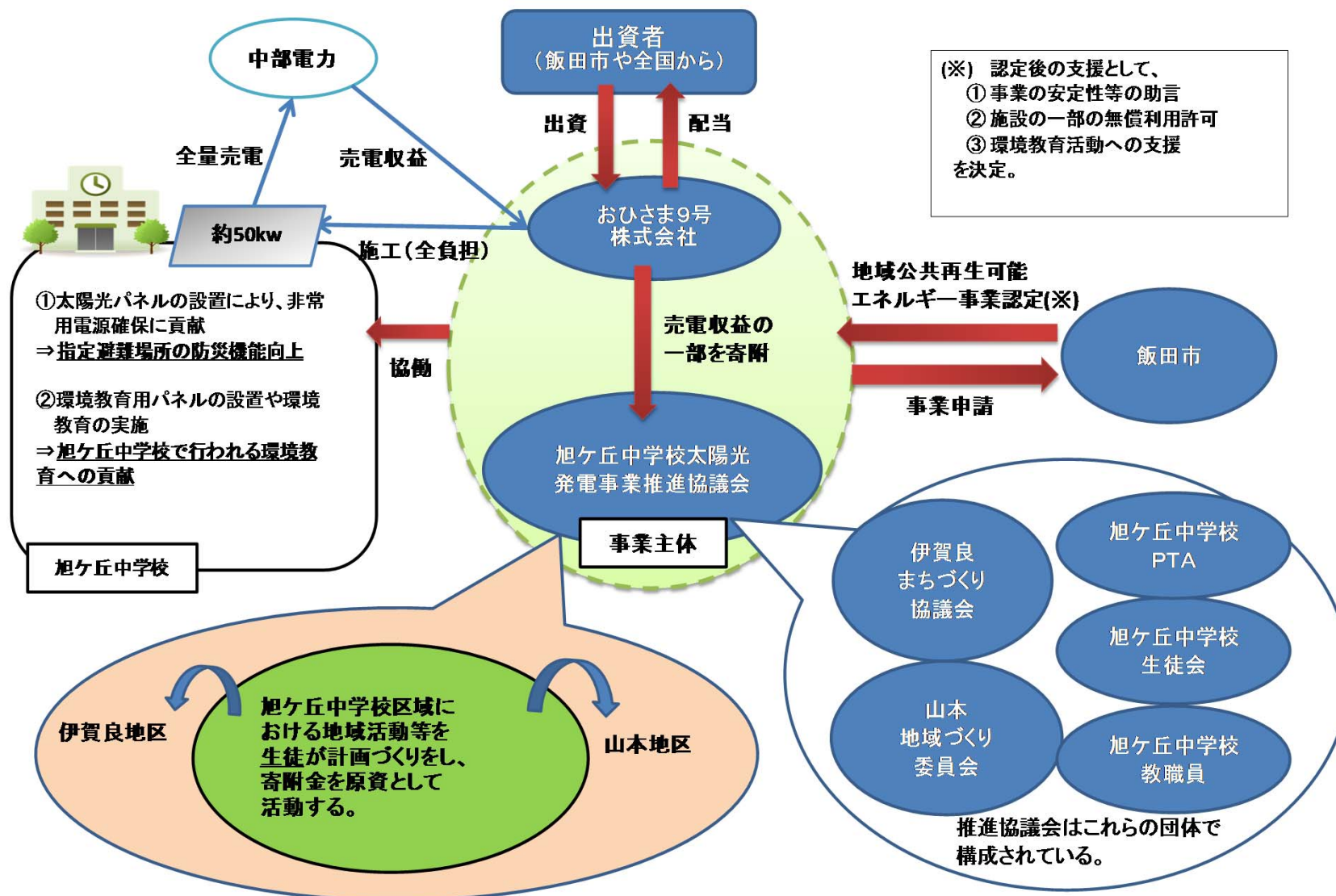


- ・長野原区民センターの広場の一部へ芝生を植栽して、維持管理面への負担、区民への波及効果等を検証する。
- ・自治会は、費用負担等について全面的に支援を行いながら、管理面やコスト面について状況を把握して今後の取り組み方針について、関係機関と協議して検討を進めていく。
- ・実証期間は1年間とする。11月頃区民向けにアンケートを実施する。



認定事業紹介Ⅲ

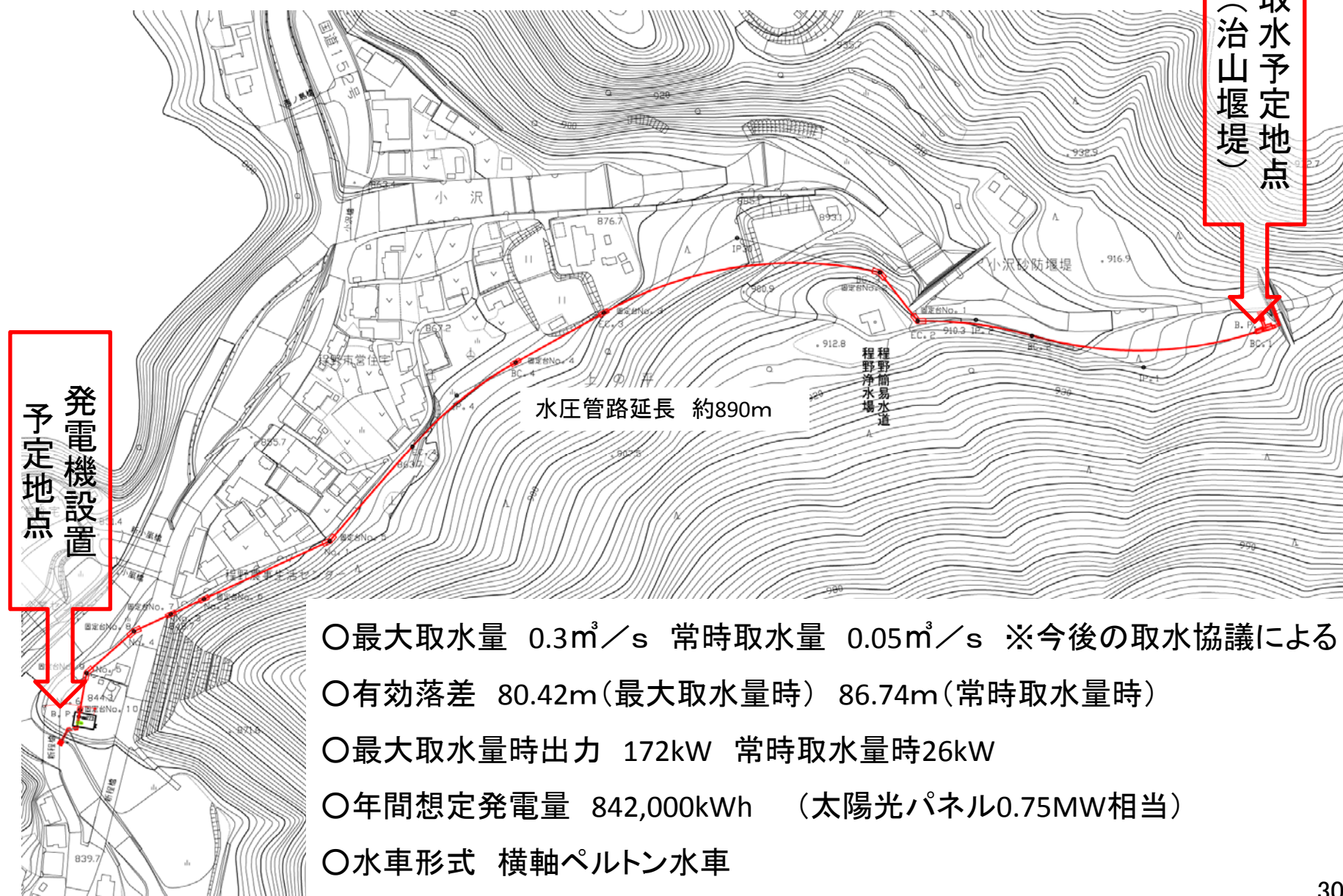
飯田市立旭ヶ丘中学校太陽光発電設備設置事業



生徒会総会での認定&協定調印式



小沢川（飯田市上村地区）小水力市民共同発電事業



小水力市民共同発電事業の売電収益の活用

■売電収益活用プロジェクト第1弾～上村御膳プロジェクト

地域の伝統や特性を、誰もが馴染み深い「食」を通し、様々な方々に上村地区の価値を発信する。将来的には事業体を設立して、四季折々の上村御膳を販売していく。この事業化に売電収益を活用する計画である。



※主に「山菜」「茸類」「雑穀」の宝の宝を活用したメニュー考案を想定。安価な食材や季節食材などのトレンドも活用することで付加価値をプラス

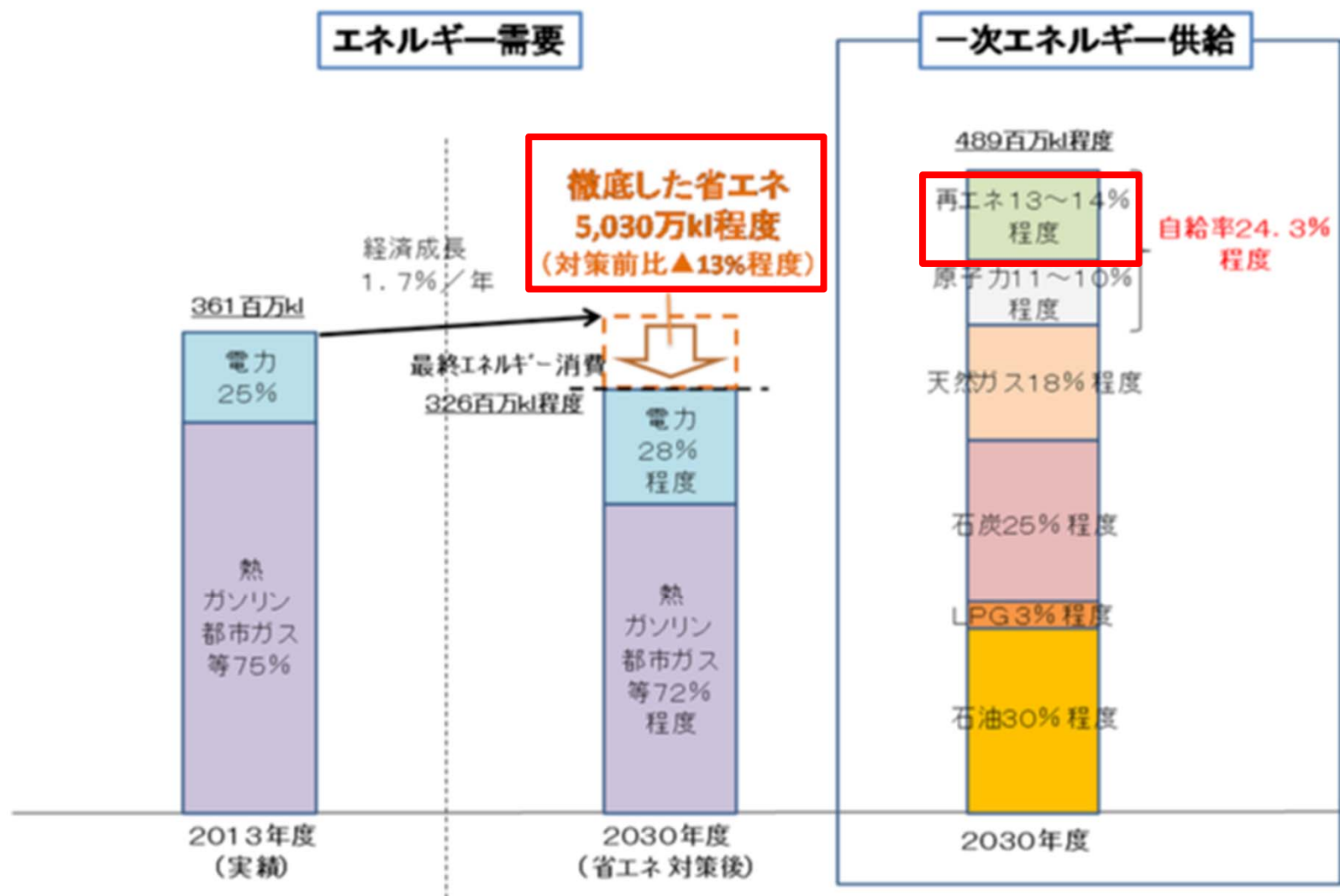
季節	行事	食材	調理法	客層	メニュー考案に向けて
3月	お彼岸	山菜(ふきのとう)、寒天大根(煮物)、雑穀(オシロイ、オシロイ、オシロイ)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
4月	春分	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
5月	端午の節句	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
6月	夏至	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
7月	七夕	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
8月	立秋	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
9月	初秋	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
10月	霜降	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
11月	立冬	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
12月	大雪	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
1月	小正月	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能
2月	立春	山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)、山菜(ふきのとう)	煮物	若いのか? 年配なのか? 客層を踏まえたメニュー作り	山菜が豊富に上れる季節であり、山菜だけで様々な調理が可能

○大きく季節に分けたメニューの考案を想定。『地域の食のブランドとしての』上村御膳』であるため、メニューは固定ではなく、調達できる材料や年によっても変わることはある。
→地域の食材を使って時期や行事、客層に合わせたメニュー作りが必要。
○春～夏にかけては山菜や野山菜等の緑の食材が豊富にあり、秋～冬にかけては栗や柿等の食材が多くなる。
→季節で食材の量や内容に偏りがあるため、春～夏の食材(主に山菜類)の長期保存方法と活用方法を考える必要がある(メニューにも大きく影響する)

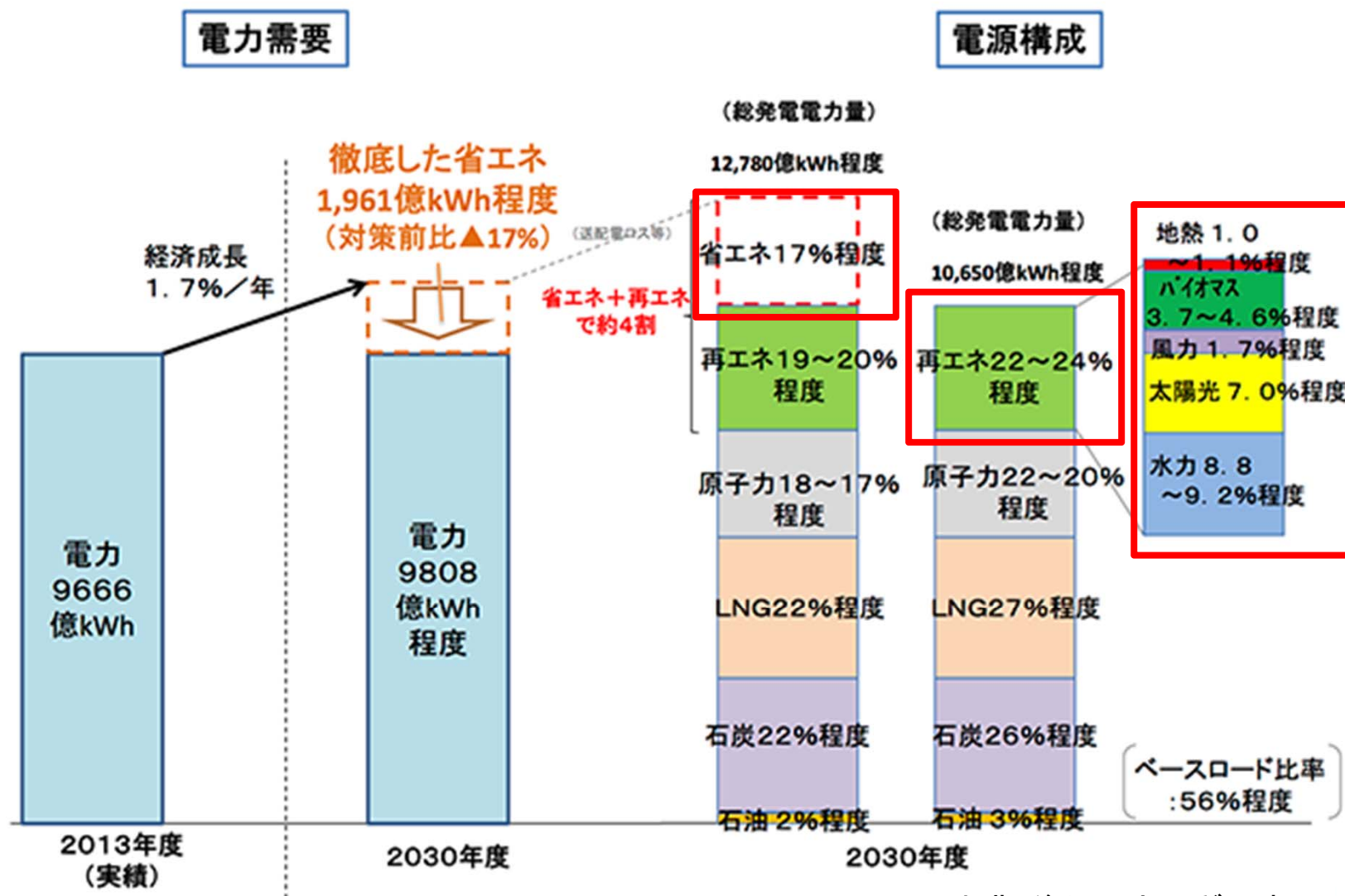
4 エネルギー自治の時代へ

～グローバルに、そしてローカルに

国の長期(2030年度)一次エネルギー需給見通し(2015.7 策定)



国の長期(2030年度)電力需要見通し(2015.7 策定)



出典: 資源エネルギー庁

国のエネルギー革新戦略(2016.4 策定)

<狙い>
○エネルギーミックスでは、①徹底した省エネ（＝石油危機後並みの35%効率改善）、②再エネ最大導入（＝現状から倍増）等野心的な目標を設定。
○これを実現するためには、市場任せではなく、総合的な政策措置が不可欠。関連制度の一体的整備を行うため、「エネルギー革新戦略」を策定。
エネルギー投資を促し、エネルギー効率を大きく改善する。⇒ これにより、強い経済とCO2抑制の両立を実現。
○本戦略の実行により、2030年度には、省エネや再エネなどのエネルギー関連投資2.8兆円、うち水素関連1兆円の効果が期待。

徹底した省エネ	再エネの拡大	新たなエネルギーシステムの構築	
全産業への産業トップランナー制度の拡大と中小企業・住宅・運輸における省エネ強化 <産業> ○産業トップランナー制度を流通・サービス業に導入し、今後3年で全産業の7割に拡大 → 第1弾としてコンビニで制度の運用開始 今年度中にホテル等を対象追加の検討WG立ち上げ ○中小企業の省エネ支援（設備投資、相談窓口） → 27補正、28当初予算で約1000億円措置 <住宅> ○新築過半数ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー）化（2020年まで） 蓄電池を活用した既築ZEH化改修も検討 ○リフォーム市場活性化の中で、省エネリフォーム倍増（2020年まで） → 27補正で100億円措置 ○白熱灯を含む照明機器のトップランナー化（2016年度） → WGを立ち上げ、検討を開始 <運輸> ○次世代自動車の初期需要創出、自動走行実現等 <国民運動> ○関係省庁一丸となった省エネ国民運動の抜本強化	国民負担抑制と最大限導入の両立 <FIT法改正> ○FIT効率的、リードタイム長い電源の導入拡大 ○FIT電気買取後は原則として市場取引を行う → 今春に提出・審議 <系統制約解消> ○計画的な広域系統整備・運用ルール整備 → 地域間連系線の運用ルールの見直し <規制改革> ○環境アセスメント手続き期間の半減 → 規模要件や参考項目の見直しの検討開始 <研究開発> ○世界最大の7MW浮体式洋上風力の運転開始（2015年12月） <各府省庁連携プロジェクト> ○再エネ関係会議（2016年3月）を受け、各府省庁連携プロジェクト推進	電力分野の新規参入とCO2排出抑制の両立 <業界の自主的枠組み> ○電力業界の自主的枠組み → 電気事業低炭素社会協議会立ち上げ（販売電力99%を100%） <後押しする制度整備> ○省エネ法（発電効率向上） ○高度化法（販売電力低炭素化） ○透明性担保措置 → 高度化法・省エネ法の告示改正 → 国内ガス流通インフラ整備等（LNG・天然ガス市場の育成・発展）	再エネ・省エネ融合型エネルギーシステムの立ち上げ <産学連携の場の創設> ○エネルギー・リソース・イノベーション・ビジネス・フォーラムを設置（2016年1月） （民間企業約50社参加） <アクションプランの実施（2016年度中）> ○エネルギー機器の通信規格の整備 ○ネガワット取引市場創設（2017年中）のルール策定 ○新たな計量ルールの整理 → 専門検討WG等で検討開始
地産地消型エネルギーシステムの構築 ○地域資源や熱の有効利用、高度なエネルギー・マネジメント等の地域の先導的な取組を支援 ○特に、自治体主導プロジェクトを関係省庁連携で重点支援			

（革新戦略による新たな展開）			
省エネ政策のパラダイムシフト ●原単位主義の徹底、個社から業界・サプライチェーン単位の省エネへ ●省エネビジネスの新たな担い手創出（リフォーム事業者、LED供給事業者等） 2016年度中に、具体的な制度見直し	低炭素電源市場の創出と再エネ産業の再構築 ●低炭素電源の低コストな形で導入促進 ●持続的・安定的な再エネ関連事業実施の確保 2016年度中を目途に、ルール整備のあり方について一定の方向性	IoTを活用したエネルギー産業の革新 ●ネガワット取引や蓄電池制御等の新技術を活用した新ビジネスの創出 ●2030年までに米国と同水準（最大需要の6%）のネガワット（節電電力量）活用 2016年度中に、蓄電池の価格低減を加速化する等、新たな支援の仕組みを構築	ポスト2030年に向けた水素社会戦略の構築 ●水素ステーション、燃料電池自動車、エネファームの更なる普及 ●2030年頃の海外からの水素サプライチェーンの構築 2016年度中に、将来の再エネ由来の水素社会に向けた課題・対応策をとりまとめ

福島新エネ社会構想の実現
（未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点）
●2020年には①再エネから燃料電池自動車1万台相当の水素製造、②県内のみならず、東京オリンピック・パラリンピックで活用
●風力発電のための重要送電線の整備（新たな事業体設立）
●スマートコミュニティ構築の全県展開
2016年夏頃までに、構想をとりまとめ、直ちに実行

パリ協定から見てくる再エネによる地域再生のチャンス

**COP21のパリ協定により、日本は温室効果ガスを
「2013年比で2030年までに26%削減」する国際公約**

【エネルギー・まちづくり関係の前提条件】

原発再稼働(2030年構成比 20-22%)

**再エネの拡大(2030年構成比 22-24%)建築物、機器の省エネ
低炭素型の「都市・地域構造」と「社会経済システム」の形成**

**再エネの拡大と低炭素型の都市・地域構造の形成に
地方自治体が強力に関与できる時代**

地域の再エネ賦存量
利用可能量を把握

低炭素まちづくり、地域
づくり計画を策定

ステークホルダーの
関係性を構築

**ステークホルダーとともに事業主体を構築し、事業計画策定による事業化実現
を支援し、多様な主体で低炭素で活力あふれる地域をつくる。**

ドイツの地域熱供給と安心・安全・低炭素なまち

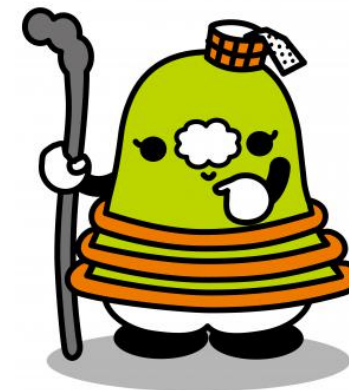


- 一定の街区内に、木質バイオマスエネルギーによる地域熱供給を行う施設を整備。原料は近隣の森林から林地残材を集材して熱源に利用。
- 地域熱供給施設から住宅等へは、地域のエネルギー事業者が熱供給。
- 街区開発、再開発都市計画等の法律により、地域熱供給の需要を住宅側に義務付け。
- 再エネ熱供給に偏らず、Power to Gasの仕組みを導入し、再エネ余剰電力で水素やメタンを製造、貯蔵し、ガスパイプラインで需要家に供給。
- 省エネ法により、地元の金融機関の低利融資支援と地元工務店の関わりで地域熱供給先である住宅等の省エネ化を徹底。
- 交通弱者にも対応した中心部への路面電車、バス等の公共交通機関網を、低炭素街区開発に合わせて充実。
- 社会に必要なインフラは都市サービス公社が、自治体の政策誘導のもと、戦略的に担っている。



「飯田に住もう！飯田で働こう！」のメッセージを、皆さんに分かりやすくお伝えするため、活躍してくれるイメージキャラクター「ゆいたん」

遠山郷観光協会
イメージキャラクター
「とおや丸」



ご清聴ありがとうございました。
以下は、参考資料です。



飯田人形劇フェ
スタイメージキャ
ラクター「ぽお」



焼肉店舗数/人口1万人
飯田市 (長野県)
5.31店舗/人口1万人



宿毛市 (高知県)
4.95店舗/人口1万人



砂川市 (北海道)
4.88店舗/人口1万人



飯田丘のまちフェスティ
バルマスコットキャラク
ターの「ナミキちゃん」

条例のポイント 1 「地域環境権」を市民に賦与

太陽光、河川の水や空気などは、地域住民の皆さんが毎日の暮らしの中で恩恵を受けている資源です。これらの資源は、そこに暮らす住民の皆さんが優先的に活用すべきものであり、住民の皆さんの総有財産として、持続的に活用して地域づくりを進められるようにする必要があります。そこで条例は、市民の皆さんに「地域環境権」を保障し、地域の合意に基づき、この権利を行使してエネルギー事業を行う場合、市が様々な支援を実施することとしました。

条例のポイント 2 公民協働のルール化

地域住民の皆さんが事業を行う場合は「認可地縁団体」などの地域自治組織が対象となります。また、地域の皆さんが主体的に企業等と協働して「地域環境権」を行使する場合も想定し、市は協働の相手方となる企業等を、その協働事業の範囲で「公共的団体」として認定した上で、両者が行う事業も支援することとしています。

いずれの場合も、地域環境権の行使は、他の住民による地域環境権や所有権の行使と調和を図る必要があり、地域的合意が必須となります。その上で、地域住民の持続可能な地域づくりに役立つような「公益的利益還元」を実施することが必要となります。

条例のポイント 3 専門機関を通じた支援と公共品質の確保

市は、専門家で構成する第三者機関である「再生可能エネルギー導入支援審査会」を設置し、申請事業に対し、公益性や安定運営性について助言、提案をした上で、公共的・安定的な事業であることを認定し、申請事業内容を公表します。これを通じて、事業に対して客観的・公共的な信用付与を行い、市場からの資金調達の円滑化を図ります。

企業等との協働事業の場合には、企業等の環境価値の向上にも役立ちます。

条例のポイント 4 認定事業に対する市の支援

審査会で審査した結果、公益性や安定運営性が十分であると判断された事業は「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として決定し、条例に従い、以下の支援を行います。

(1) 継続性及び安定性のある実施計画の策定並びにその運営のために必要な助言

→ 事業運営の継続性や安定性を高めるため、専門家による助言を行います。

(2) 初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与

→ 事業計画を公告することで、出資者や金融機関に対して情報公開を行います。また、市や専門家が、事業計画のお手伝いをすることで、公的な信用補完を図ります。

(3) 補助金の交付又は資金の無利子貸付け

→ 地域公共再生可能エネルギー活用事業を行うために必要となる調査設計費用について、

必要に応じて、市の基金から最高1,000万円まで、無利子で貸し付けをします。

(4) 市有財産を用いて事業を行うとする場合の当該市有財産に係る利用権原の付与

→ 市有財産を活用して地域公共再生可能エネルギー活用事業を行う場合は、無償での使用を許可します。

(5) 事業が継続性及び安定性をもって運営されるために必要な指導、助言

→ 事業が的確に運営されるよう、事業期間中は継続的に専門家の助言を実施します。

条例のポイント5 市長が行う指揮について

市長は、地方自治法第157条の規定に基づき、域内で活動する「公共的団体等」に「指揮」、「監督」、「処分」をする権限を有するが、同法96条第1項第14号の規定により、議会の議決を経て行使されるべきものである。



条例化することにより議会の議決を得ることで、市長に裁量を委任されたことになり、かつ、支援として行われることから、監督、停止、取消の権力的行為に当たらないため、市長の固有の権限で機動的に行使可能となった。

公共的団体等とは…

市長は、公共的団体等に対し、指揮権限を有するが、自治法上で想定される公共的団体について、以下の行政実例が存在する。

「公共的団体とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営む者は全て含まれ、法人格をもつかどうかは問わない。」



公共的な活動を行う団体にあっても、営利法人であっても当該公共的活動の範囲に限って公共的団体と捉えることができる。

条例のポイント 6 公共サービス基本法の適用

事業の公共品質を担保していくために、市長に認められた事業に「公共サービス基本法」を適用することとしている。

公共サービス基本法（一部抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

（1） 国又は地方公共団体の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。

（公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化）

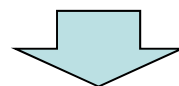
第8条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に関する業務を委託した場合には、当該公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする。



市として、事業を通じて地域への利益還元（公共サービス）がされているかを見守る責務が生じ、事業を行ううえでの公共的な制約事項やリスクの負担等について、協定書を結ぶことで明確化することとした。

条例のポイント 7 飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会

事業主体となる住民組織は、事業に係るノウハウや資金が足りない可能性が高い

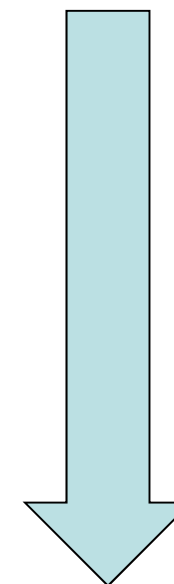


○ノウハウについて

各界の専門家で構成する市長の付属機関を設置。

以下の項目等について、審査、助言を行うことで、事業性を高める。

- ・ 発電事業が継続的かつ安定的に行われるかについて
- ・ 地域への利益還元が、真に地域のために行われるかについて



○資金について

固定価格買い取り制度を利用した発電事業であれば、比較的事業リスクが低い
ため、事業計画がきちんとしていれば、安定的な事業収益が見込め、審査会を経る
ことで事業の信用性を客観的に高めることができる。

そこで、「プロジェクトファイナンス」手法により融資を獲得し、事業における信
用性を担保とし、債務保証なく、資金を調達することができる。

または、事業内容を公告することで、市民ファンドからの出資を促す。

飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会

- 1 諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科 教授）【審査会長】
- 2 竹ヶ原 啓介（日本政策投資銀行 環境・CSR部長）
- 3 中島 大（学識経験者）
- 4 水上 貴央（NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会 代表理事・弁護士）
- 5 長谷川 隆三（株式会社 フロントヤード 代表取締役）
- 6 上沼 俊彦（飯田信用金庫 常務）
- 7 吉江 宗雄（八十二銀行飯田支店 執行役員支店長）
- 8 原 亮弘（おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役）
- 9 泉澤 昭平（中部電力株式会社 飯田営業所 配電運営課長）
- 10 田中 克己（飯田市金融政策課 課長）

地域公共再生可能エネルギー活用事業申請の流れ

地域環境権を行使できる団体

○地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定するもの）

○飯田市民により構成され、以下の要件を備える団体

- (1) 団体を代表する機関を備えること
- (2) 団体の議事を多数決等の民主的手法により決すること
- (3) 構成員の変更にかかわらず団体が存続すること
- (4) 規約その他団体の組織及び活動を定める根本規則を有すること



審査会へ事業申請

以下の内容を審査

- 1 事業を行う主体の人的条件（法人格など）は整っているか
- 2 事業による収益を、地域に対して公益的に利益還元しているか
- 3 事業に充てる自己資金の割合は適切か
- 4 事業主体の役割、責任がきちんと決められているか

認可地縁団体とは・1

地縁による団体は、地方自治法で「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としている。自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられる。

地縁による団体が法人格を得るためには、その団体の区域を包括する市町村の長の認可が必要。地縁による団体は、この市町村長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続(例えば、法務局への法人登記)は一切必要ない。

【認可の要件】

1. その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
2. その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
3. その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。この規約には、目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていなければならないこと。

認可地縁団体とは・2

1. 地縁による団体の代表者が、申請書類により市町村長に認可の申請を行い、市町村長が当該団体が認可の要件に該当していると認めるときは、当該団体に対し、市町村長の認可が行われ、その認可をもって当該団体は、その目的の範囲内で権利能力を有し、法人格を得ることとなる。
2. 認可を受けた地縁による団体は、権利能力を得ることにより、主なものとして次のような法的な位置づけ及び取扱いがなされることになる。
 - ・団体名義で資産の登記・登録ができる。所有権の移転登記は、別途行う必要がある。
 - ・告示事項(名称、規約に定める目的、区域、代表者の氏名及び住所等)に変更があったときは、市町村長に届け出が必要。
 - ・規約を変更する場合には、市町村長の認可を受ける必要がある。
 - ・法人としての破産、解散及び清算は、裁判所の監督の下に所要の手続きを進める。
3. 認可を受けた地縁による団体の課税関係は、権利能力取得の前後で、法律上は同一とする扱いがなされている。例えば法人市県民税については、認可を受けた地縁による団体は公益法人として(収益事業を行っている場合を除く)均等割が減免されることがある。また固定資産税は、課税対象となっているが、公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)については、税額が減免される場合がある。